

平成26年度第11回県政参画電子アンケート
『タンデム自転車の走行に関するアンケート』調査結果

1 調査概要

- ・テーマ：「タンデム自転車の走行に関するアンケート」
- ・期間：平成26年9月1日(月) ～ 9月11日(木) 13:00まで
- ・対象：県政参画電子アンケート会員
- ・回答：400名/487名(82.1%) (※回答者数は重複回答者除く)

2 アンケートの調査目的

鳥取県内では、現在、2人乗車によるタンデム自転車(注1)の走行は鳥取県道路交通法施行細則(公安委員会規則)により全面禁止されていますが、鳥取県警察では県民の方からの要望により、2人乗車の2輪車のタンデム自転車の公道走行を可能とすることについて検討中です。ついでには、県民の皆様の御意見を参考にしたいと思っておりますので、次のアンケートにご協力をお願いします。

【注1】タンデム自転車とは

座席装置とペダル装置がそれぞれ前後に2つ設けられ、2人乗車で前後に並んでペダルを漕ぐ形態の自転車です。

- 一般的な自転車より車体が長いため、歩道を通行することはできません。
- 2人で漕ぐためスピードが出やすいと言われています。
- 小回りが利きにくいと言われています。
- 1人で自転車に乗れない方も、自転車に同乗することができます。
(視覚障害者や、幼児など、1人で自転車に乗れない人も移動やサイクリングが可能です。)

[参考] [2人乗りタンデム自転車\(イメージ写真\)](#)

【注2】タンデム自転車を巡る全国の状況

自転車歩行者専用道路等、一部の道路を走行できる県 35都道府県
全ての道路を走行できる県 8県
全ての道路で走行できない県(鳥取県を含) 4県

※ 自転車歩行者専用道路とは、いわゆるサイクリングロードであり、歩行者や自転車利用者が安心して通ることができるように、道路入り口にポールを立てるなどして、自動車の進入や通行を禁止している道路です。

鳥取県内の自転車歩行者専用道路として、因幡自転車道(鳥取市)、弓ヶ浜自転車道(米子市)などがあります。

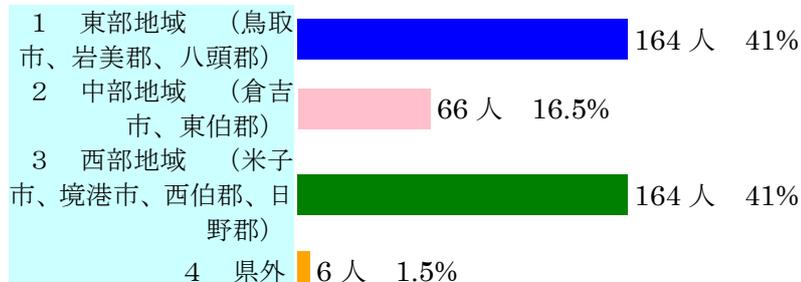
(問1)該当するあなたの年代をチェックしてください。



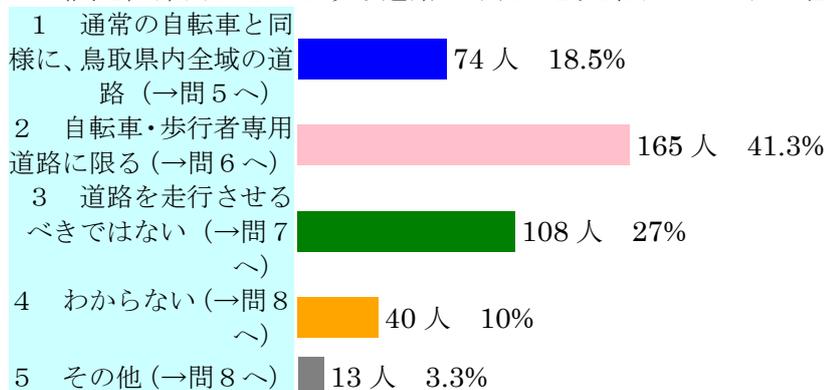
(問2) 該当する性別をチェックしてください。



(問3) 該当する居住地をチェックしてください。



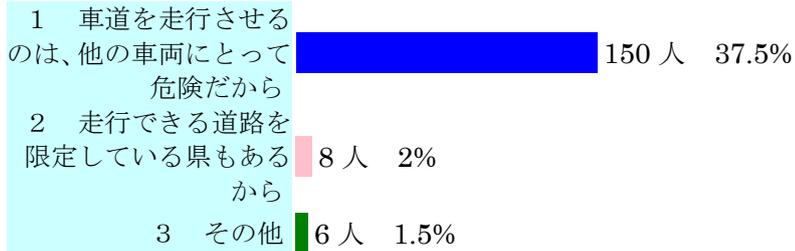
(問4) 県内のどのような道路であれば2人乗りのタンデム自転車が走行して良いと思いますか。



(問5) 問4で「鳥取県内全域」を選ばれた方は、その理由をお聴かせください。



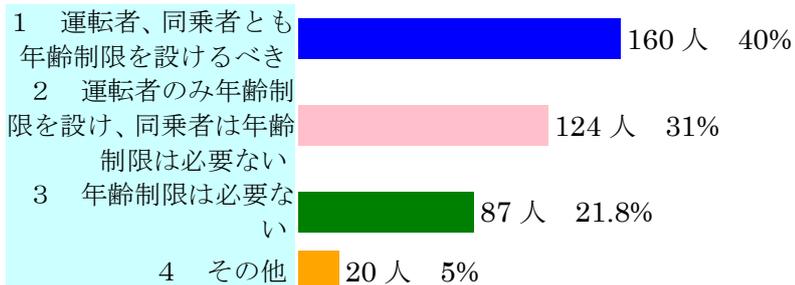
(問6) 問4で「自転車・歩行者専用道路に限る」を選ばれた方は、その理由をお聴かせください。



(問7) 問4で「道路を走行させるべきではない」を選ばれた方は、その理由をお聴かせください。



(問8) タンデム自転車の運転者(前の座席の者)、同乗者(後ろの座席の者)に年齢制限を設けた方が良いと思いますか。



(問9) タンデム自転車が県内で走行可能になった場合、乗ってみようと思いますか。

